官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

［その他告示］

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件（国家公安委）……一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務）……一

## その他告示

**○国家公安委員会告示第二十二号**

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月十七日　国家公安委員会委員長　坂井　学

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人
氏名　ABUBAKAR SWALLEH
（original script：不明）
別名　(a)ABUBAKER SWALEH　(b)TOM KIYURIGE
称号　不明
役職　不明
生年月日　1992年１月13日
出生地　Mengo, Uganda
国籍　ウガンダ共和国
旅券番号　ウガンダ旅券　A00195974
住所　Luzira Prison, Luzira, Kampala, Uganda
名簿に記載された年月日　2025年６月16日
名簿記載者公告番号　ＱＩ－308
その他参考となるべき事項　イラクのアル・カーイダ（ＱＥ－48）として掲載されているISILに対して、またはその支援として、資金、物資もしくは技術支援または資金その他のサービスを提供。同人は2018年以降、ISILの仲介者として、東部及び南部アフリカにおいて、資金提供や物流支援、勧誘を含めてISILを支援してきた。電話番号は＋963936016952。性別は男性。ＩＤ番号：ウガンダ国民ＩＤカードＣＭ92023109ONＺＡ。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

**○外務省告示第二百二十一号**

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和七年外務省告示第二百十四号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和七年六月十六日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（ｂ）、第千三百三十三号８（ｃ）、第千三百九十号２（ａ）、第千九百八十八号１（ａ）、第千九百八十九号１（ａ）、第二千二百五十三号２（ａ）及び第二千二百五十五号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和七年六月十七日　外務大臣　岩屋　毅

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （別表）<br>1．～797.　［略］<br>798.　ABUBAKAR SWALLEH<br>（original script：不明）<br>（a. k. a.：ABUBAKER SWALEH；TOM KIYURIGE） | （別表）<br>1．～797.　［同左］<br>［新設］ |